(八)　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が発行法人等に対して役務の提供をした場合に発行法人等から取得する上場株式等で、その役務の提供の対価として居住者等に生ずる債権の給付と引換えに居住者等に交付されるものを加えることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の二関係）

(九)　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三及び第二五条の一三の二関係）

(1)　次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に行うこととされている本人確認の方法について、その者の住民票の写し等を提示する方法を加える。

イ　特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書

ロ　非課税口座内上場株式等移管依頼書

ハ　未成年者口座非課税口座間移管依頼書

(2)　金融商品取引業者等の営業所の長に対して非課税口座異動届出書を提出することで、非課税口座を開設している居住者等がその非課税口座にその年に設けられた勘定を変更できることとする。

(〇)　未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に行うこととされている本人確認の方法に、その者の住民票の写し等を提示する方法を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三の八関係）

(1)　未成年者口座内上場株式等移管依頼書

(2)　特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書

(二)　国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置について、適用対象となる重要文化財を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合にその対象となる文化財保存活用支援団体を定めるとともに、その対象となる譲渡した場合を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一七の二関係）

(三)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、特別特定取得に係る特例の控除限度額の計算の基礎となる額、認定住宅の特別特定取得に係る特例の適用を受けることができる場合及び認定住宅控除限度額の計算の基礎となる額の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条関係）

(三)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書について、その記載事項を明確化することとした。（租税特別措置法施行令第二六条の三及び第二六条の四関係）

2

法人課税

(一)　法人課税信託の受託者等に関する通則について、試験研究を行った場合の特別税額控除制度における控除上限額が当期の法人税額の一〇〇分の四〇（改正前一〇〇分の二五）相当額となる法人及び中小企業者に該当する法人の判定におけるその資本金の額等が一億円以下の法人等から法人課税信託の受託法人を除外することとした。（租税特別措置法施行令第一条の二関係）

(二)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第五条の三、第二七条の四及び第三九条の三九関係）

(1)　特別試験研究費の範囲に委任契約等により委託する一定の試験研究に係る費用を加える。

(2)　共同研究又は委託研究であって革新的なものに係る試験研究費の額の対象を新事業開拓事業者等との共同研究及び新事業開拓事業者等に委任契約等により委託する一定の試験研究に係る試験研究費の額とする。

(3)　中小企業者に該当する法人の判定における大規模法人に大法人との間に完全支配関係がある法人等を加えるとともに、その判定の対象となる法人の発行済株式等からその有する自己の株式等を除外する。

(4)　組織再編成があった場合における比較試験研究費の額及び売上金額の計算について、所要の整備等を行う。

(三)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる中小企業者に該当する法人の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二七条の六及び第三九条の四一関係）

(四)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、各地区に係る適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法施行令第二七条の九及び第三九条の四三関係）

(五)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、承認地域経済牽引事業のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の五の二、第二七条の一一の二及び第三九条の四四の三関係）

(六)　船舶の特別償却制度について、対象となる外航船舶のうち特定先進船舶の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の八、第二八条及び第三九条の四九関係）

(七)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、対象となる機械装置の取得価額の最低限度を四〇〇万円（改正前二四〇万円）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第二八条の四及び第三九条の五一関係）

(八)　特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象となる中小企業者に準ずるものの細目及び特定事業継続力強化設備等の取得価額の最低限度を定めることとした。（租税特別措置法施行令第六条の二の二、第二八条の五及び第三九条の五二関係）

(九)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第六条の三、第二八条の九及び第三九条の五六関係）

(1)　各地区等に係る適用期限を二年延長する。

(2)　半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、適用除外事業者に該当する法人については、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の最低限度を二、〇〇〇万円とする。

(〇)　医療用機器の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象となる医療用機器のうち構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものについては一定の要件を満たすものに限るとともに、勤務時間短縮用設備等に係る措置の対象となる勤務時間短縮用設備等の範囲及びその取得価額の最低限度並びに構想適合病院用建物等に係る措置の対象となる構想適合病院用建物等の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第六条の四、第二八条の一〇及び第三九条の五八関係）

(一)　保険会社等の異常危険準備金制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第三三条の二及び第三九条の八三関係）

(1)　火災保険等に係る積立率の特例における積立率を六パーセント（改正前五パーセント）に引き上げる。

(2)　火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を三年延長する。

(三)　海外探鉱準備金制度について、国内鉱業者等における持分割合要件の判定方法を議決権割合（改正前株数割合）とするとともに、海外自主開発法人における採取鉱物取引数量割合要件を四〇パーセント以上（改正前三〇パーセント以上）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第三四条及び第三九条の八八関係）

(三)　土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）について、適用対象となる裁定申請書に記載された特定所有者不明土地等から除かれる特定所有者不明土